

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属	福祉部福祉政策課			
問合せ先	03	-	5803	- 1202

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	文京区保護司会広報活動事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区保護司会広報活動事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	15	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	21年	終了予定年月		
見 直 し 年 月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	05 民生費	01 社会福祉費		04 福祉事業費		22 文京区保護司会活動支援		01 文京区保護司会活動支援		
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	文京区保護司会が、広報活動に要する費用を補助することにより、文京区内における青少年の犯罪防止、社会環境の浄化を推進する					
補 助 事 業 等 の 内 容	(1) 文京区保護司会機関紙「情報」の発行 (2) その他、文京区保護司会が行う広報事業					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	補助事業に要する費用及びこれに係る事務費					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京区保護司会					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 [補助率] ☐ 定額 [補助額]					
	☐ 補助単価 [補助単価] 単位 ☒ その他					
	[その他の場合は具体的に記入] 予算額の範囲内で交付する [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公 募 の 状 況	非公募					
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☒ 決算書 ☐ 成果物 ☐ その他 ()					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)	上乗せの 内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	595	595	595	595
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	595	595	595	595
交付実績の特記事項	(1)交付団体名:文京区保護司会 (2)機関紙「情報」:発行回数 年4回 発行部数 年5,600部(1,400部×4回)			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	-	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金を活用して作成している、文京区保護司会機関紙『情報』は、当該団体の更生保護活動の推移、研修や研究の成果、その他各種情報を発信し、更生保護活動の理解を深め、ひいては犯罪者の更生、犯罪予防活動、地域社会の浄化、青少年の健全育成に寄与した。
課題	完成した機関紙は、地域活動センターや図書館などの区有施設に配架しているが、より多くの方に読んでいただく機会を設けるとともに、保護司会の活動理解のため、より一般的な内容を検討する必要がある。
今後の方向性	地域に向けた広報活動は重要であることから、令和3年度から区ホームページに掲載を開始した。また、冊子の内容については一般向けのを掲載するよう、引き続き保護司と検討する。